



本部  
申15号

組合員の現実と声を第一に  
つくり出した緊急申し入れ

## 対立

本部  
申14号

怒りと悔しさがある中

# 2021年度年末手当妥結

基準内賃金の

# 2.0ヶ月

支給日 12月3日(予定)

中央本部は、申14号第3回交渉で回答を受けましたが、そこでは妥結せず、職場からの1,000件を超える声を基に、緊急に申15号を申し入れ交渉を行いました。長時間にも及ぶ交渉を行い、会社回答の再考を最後まで訴えましたが、会社の回答を変えることは出来ず、「回答期限までに妥結しなければ支給日の12月3日に貴側の組合員には支給できないことになる」とまで通告してきました。交渉翌日の全地本代表者会議で全地本の意志を受け、怒りと悔しさの中、妥結の判断をしました。

組合員の皆さんの奮闘無くして、このたたかいはありませんでした。この怒りと悔しさをバネに、働く者の現実と声を第一としない会社姿勢に立ち向かうため、これまで以上に組織強化・拡大に向けた実践を全組合員で推し進めていきましょう！！

## 労働条件向上・賃上げが出来るのは東労組だけです！

## 職場で働く皆さん、22春闘に向けて東労組に結集してたたかおう！